

まん延防止等重点措置適用期間中の営業終了時刻等について

岐阜県地方競馬組合では、新型コロナウイルス感染症にかかる「まん延防止等重点措置」が、1月21日（金）から2月13日（日）までの間、岐阜県全域に適用されることから、この期間中の笠松競馬場及びシアター恵那でのナイター場外発売時の営業終了時刻を20:00といたします。

また、この期間中においては、笠松競馬場及びシアター恵那への酒類の持ち込み、飲酒は禁止とし、売店などでの提供もいたしません。

皆様には大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、対応を変更する場合は、随時お知らせいたします。